

### 基本的考え方

- ◇ 外国大学とのジョイント・ディグリーについては、学位に対する各国の法制度の違いから、国際的に確立した制度はなく、各国・各大学が手探りで進めているところ。
- ◇ そのような中で、我が国の大学の国際的プレゼンスを高め、今後の高等教育における国際的なルール・メイキングを主導していくためには、積極的に、フィージビリティのあるジョイント・ディグリーについての制度設計を打ち出していくことが重要。

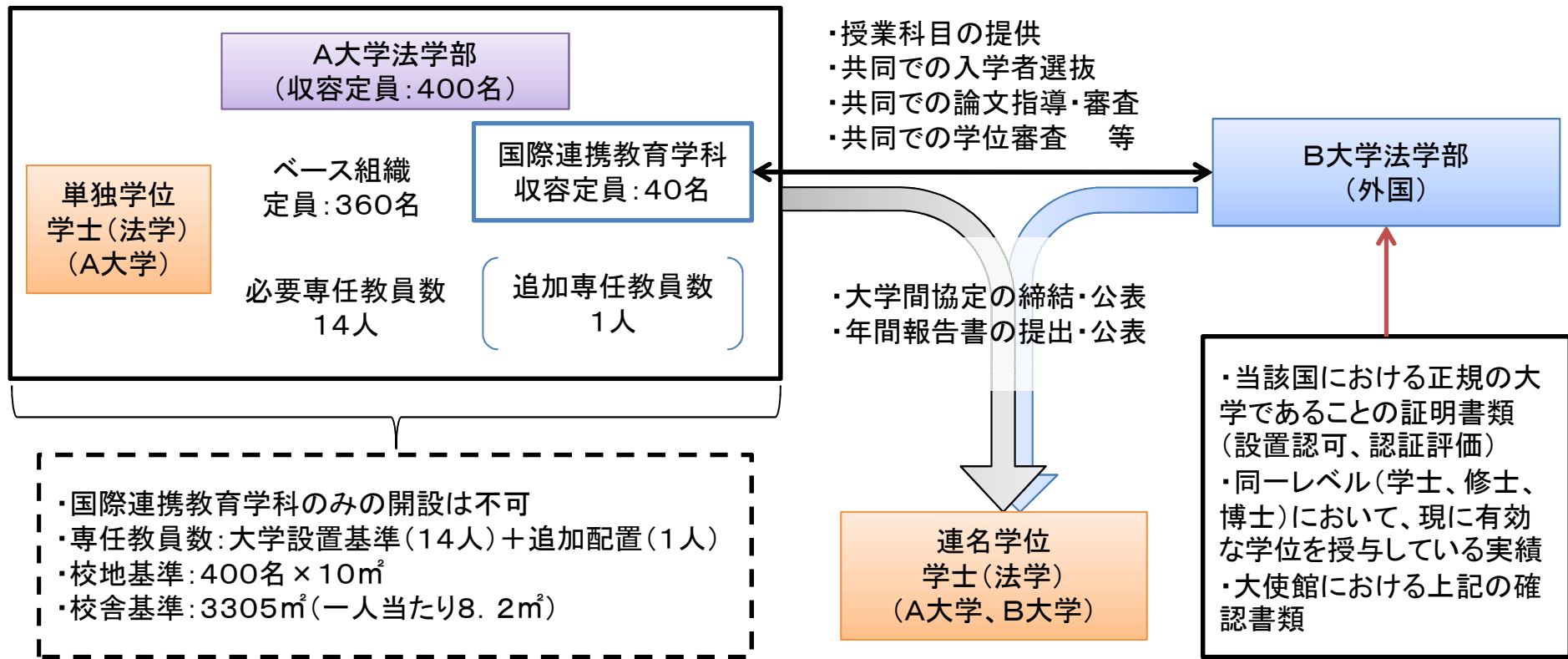
### 外国大学が授与する学位

- ◇ これまで、ジョイント・ディグリーの普及においてネックとなってきたのは、外国大学による学位授与を、国内の学位授与として整理するかどうか、という論点。
- ◇ この点、大別して、下記の二通りの考え方が想定される。
  - (ア) 外国に所在し、外国の法制度に基づいて認可を受けた外国大学を、我が国の制度においても認可の対象とする
  - (イ) 外国大学による学位授与を、国内の学位授与から切り離し、あくまでも我が国の大学が授与する学位とする。
- ◇ (ア)の考え方は、国家間で学位に関する法制度が異なり、かつ、属地主義の制約がある中、速やかに実現することは困難。一方、(イ)の場合には、あくまでも日本の学位としての扱いとなるため、国家間での法制度を調整する必要がなく、できる限り早期にフィージビリティのあるジョイント・ディグリー制度を実施していくためには、(イ)の考えに基づいた制度設計が適当。

### 基本的な制度設計

- 大学設置基準を改正し、大学の学部・学科が外国大学と連携して教育研究を行う「国際連携教育課程」(仮称)を設けることができるものとし、当該課程を行う組織として、一定の要件を課した「国際連携教育学科」を置くものとする。
- 「国際連携教育課程」(仮称)の特殊性に着目して、当該教育課程の性質を学位記において明らかにするため、学位規則を改正し、当該課程の修了者に対して、我が国の大学が、外国の大学と連携して、連名で学位を授与することを認める。

# ジョイント・ディグリー制度のイメージ



## 【大学設置基準で規定する事項】

- ①日本の大学に関する要件
- ②外国の大学に関する要件
- ③大学間協定に関すること(→告示で詳細を規定し、大学間協定の内容についても審査の対象とする)

### ※告示で規定する事項(例)

- 大学間協定の締結と重要事項の規定(教育課程の編成、研究指導、安定的・継続的な修学指導体制、学生の在籍、入学者選抜、学生納付金、奨学金等、教職員の身分、課程の責任者、学位審査、学位授与、教育研究活動の評価、事務体制等について適切に規定していることを確認)
- 大学間協定の内容の提出・公表
- 年次報告書の提出・公表

- ④単位認定に関する規定

## 具体的な制度イメージ①

### ①日本の大学に関する要件

- ・「国際連携教育学科」の定員は、当該学科を置く学部の**収容定員の一定割合以内**とする。
- ・「国際連携教育学科」には、**専任教員の追加的配置**を求める。ただし、校地・校舎や施設設備については、教育研究上支障がない限りにおいて、当該学科が所属する学部等の組織との合計値が、大学設置基準に定める基準を満たしていればよいものとする。
- ・学位を授与するためには、日本の大学で半数以上の単位を修得することを求める。ただし、一定の要件を満たす「共同開設科目」については、日本の大学の単位とみなすことができる。

### ②外国の大学に関する要件

- ・**当該国において適切な質保証**(設置認可、認証評価)を受けており、ジョイント・ディグリーと**同レベルの学位について、既に有効な学位授与を行っている実績**があること。また、必要に応じて、**大使館において当該事実が確認**できること。
- ・学位授与に名前を連ねるためには、当該外国大学で**31単位以上を修得**していること、当該外国大学が**主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設**していること。

### ③大学間協定等

- ・ジョイント・ディグリーを授与する日本の大学と外国の大学は、告示で規定した一定の重要事項(教育課程、学生の在籍、入学者選抜、授業料等)について取り決めた**大学間協定を締結し、提出・公表**すること。
- ・国際連携教育課程の活動に関する**年次報告書を提出・公表**すること。

## 具体的な制度イメージ②

### ④ 単位認定の特例

・国際連携教育課程の場合には、外国大学と共同で授業科目を設定することが想定されることから、一定の要件を満たす「**共同開設科目**」について、**日本の大学が提供する授業科目とみなすことができる**。(大学設置基準では、卒業要件単位のうち過半数は自大学が提供する授業科目の修得単位であることが求められており、他大学で修得した単位の認定は60単位までとされているが、共同開設科目については、特例的に60単位を超える単位認定を認める。)

### 単位認定に関する考え方

124単位

半数(62単位)以上の修得が必要

62単位までのカウントが可能

○共同開設科目の単位

○日本の大学で修得した単位

○外国大学(JD構成)で修得した単位  
※ただし、外国大学が学位授与に名前を連ねるためには、31単位以上の修得が必要

○その他の単位(※制度上は60単位までが上限)  
※JD以外の大学における単位、既修得単位等

日本の大学で修得することが必要な単位

単位互換、単位認定することが可能な単位